

9.8 地盤

9.8.1 調査結果の概要

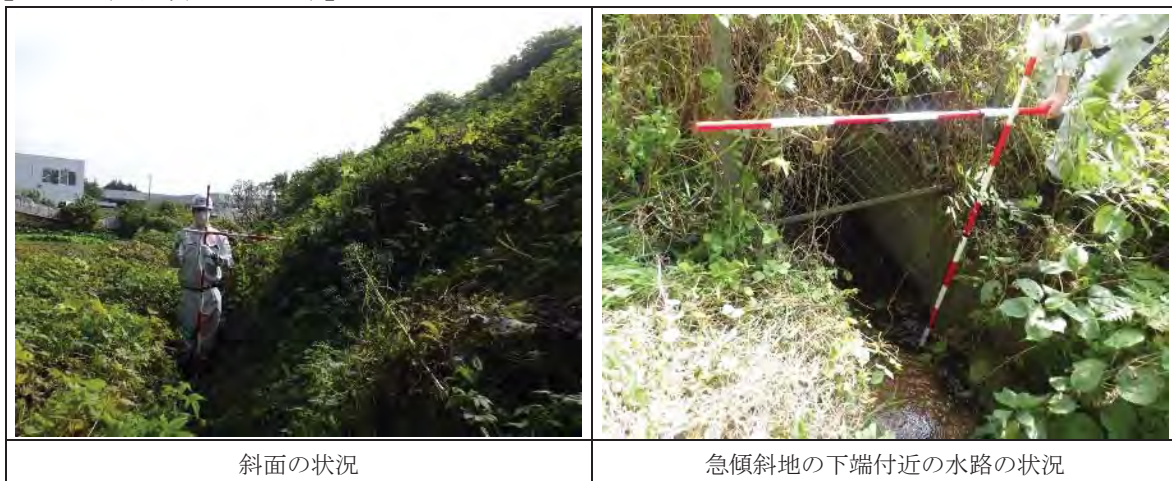
(1) 調査結果

文献その他の資料調査結果によれば、対象事業実施区域北東側において、区域内に1箇所（上川井町6-6）、その直近に1箇所（上川井町6-5）、土砂災害警戒区域が指定されています。これら2箇所における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況は、図9.8-1に示すとおりです。

現地調査の結果、No. 1（上川井町6-6）については、斜面は概ね北東向きの傾斜度30～40°程度の直線斜面であり、急傾斜地の下端付近は、水路や空き地、畑でした。また、急傾斜地の天端付近や法尻付近には現地調査実施時点では、人が容易に近づける状態となっていました。斜面は草本類主体の植生であり、表土は砂質土でした。（写真9.8-1）

No. 2（上川井町6-5）については、斜面は概ね南西向きの傾斜度35～45°程度の凹斜面であり、急傾斜地の下端付近は、工場や空き地、畑でした。また、急傾斜地の天端付近や法尻付近には現時点で人が容易に近づける状態となっていました。斜面は草本類や広葉樹主体の植生であり、表土は砂質土でした。さらに、市道上川井第19号線沿いの法面には、3～5m程度のブロック積擁壁工が設置されており、同擁壁には亀裂等はなく、健全な状態でした。（写真9.8-1）

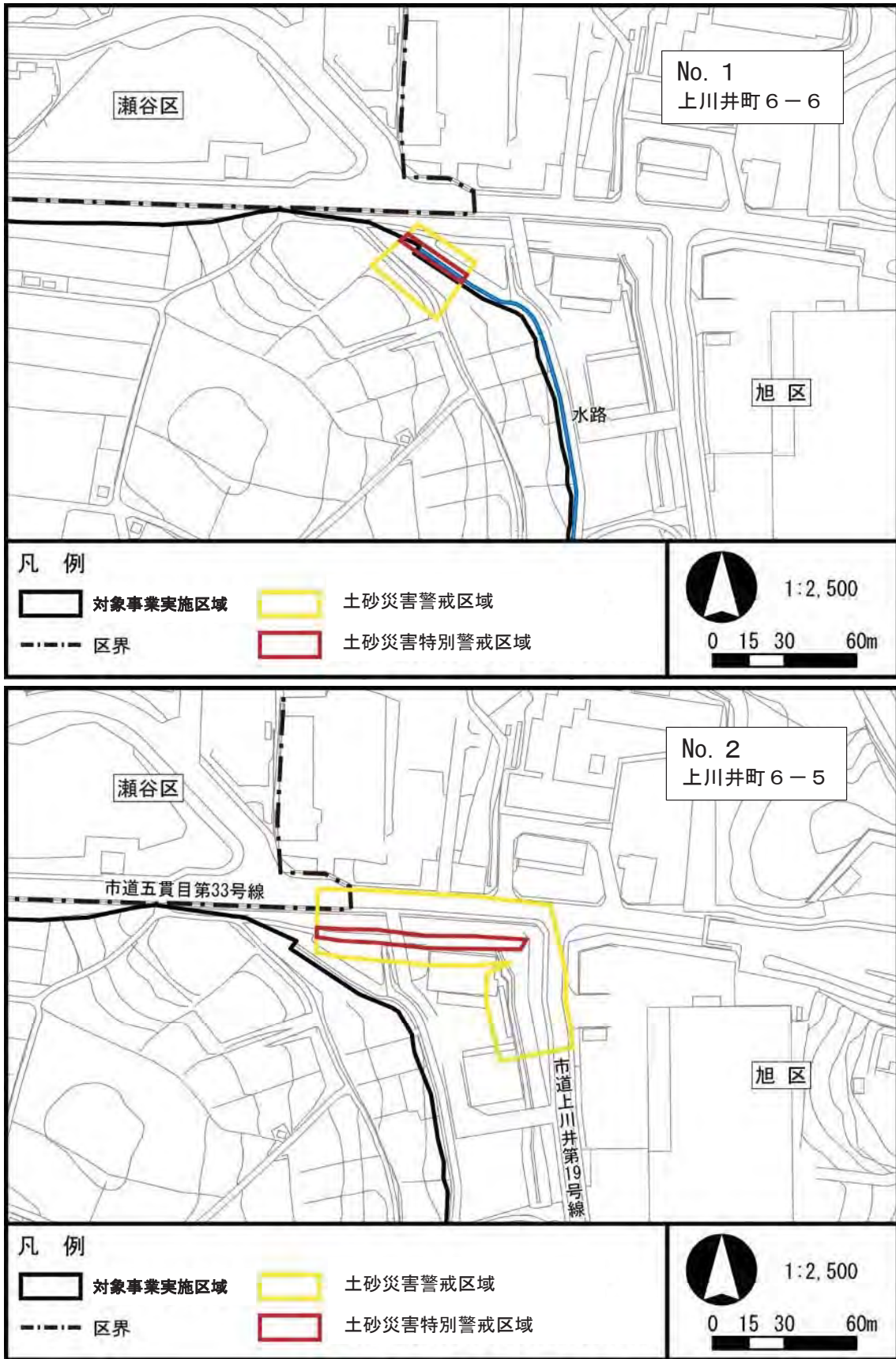
【No. 1（上川井町6-6）】



【No. 2（上川井町6-5）】



写真9.8-1 土砂災害警戒区域の状況



資料：「土砂災害防止に関する基礎調査（急傾斜地の崩壊）」（神奈川県資料）

図 9.8-1 対象事業実施区域及びその直近における土砂災害警戒区域等の指定状況

9.8.2 予測及び評価の結果

(1) 予測

① 予測結果

土砂災害特別警戒区域における対策の内容は、表 9.8-1 に示すとおりです。

表 9.8-1 土砂災害特別警戒区域における対策の内容

| 予測地域 | 予測地点 | 対策の内容 |
|------------|------------------|---|
| 土砂災害特別警戒区域 | No. 1 (上川井町 6-6) | 造成工事（地盤改良工、切盛土工等）の中で対策を実施し、土砂災害の発生を防止します。 |
| | No. 2 (上川井町 6-5) | 改変する計画はありません。 |

都市計画対象事業では、「宅地造成等規制法」（昭和 36 年 11 月法律第 191 号）、「宅地防災マニュアル」（国土交通省ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）及び「土砂災害防止法」に適合した計画とし、「土砂災害特別警戒区域」の指定解除のため、法面の傾斜度 30 度未満、傾斜地の高さ 5m 未満とする計画であることから、斜面の安定性は確保されると予測します。

造成区域に係る土砂災害特別警戒区域については、土地の安定性が確保される適切な施工計画を採用し工事を実施するため、工事実施前に区域を管理する関係官庁と十分協議し、許可を取得したうえで、実施します。

したがって、対象事業実施区域における土砂災害特別警戒区域は、適切な方法で対策工事等を実施することにより、この土砂災害特別警戒区域の指定が全て解除されるような対策を講じるため、現状と比べて地盤の安定性に係る環境影響は低減されると予測します。

(2) 環境保全措置の検討

表 9.8-2 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.8-2 環境保全措置の実施の内容（地盤）

| 影響要因 | 影響 | 検討の視点 | 環境保全措置の効果 | | | 実施主体 | 効果の不確実性 | 他の環境への影響 |
|----------------|--------------|------------|-------------------|--|----|------|---------|----------|
| | | | 内容 | 効果 | 区分 | | | |
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 敷地の存在（土地の改変） | 地盤の安定性への影響 | 適切な斜面・擁壁の角度の維持 | 「宅地造成等規制法」（昭和 36 年 11 月法律第 191 号）、「宅地防災マニュアル」（国土交通省ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）及び「土砂災害防止法」に基づき、適切な斜面・擁壁の角度を維持することにより、法面崩壊の防止が見込まれます。 | 低減 | 事業者 | 小さい | なし |
| | | | 土砂災害特別警戒区域への適切な対応 | より安全な施工計画を採用することにより、法面の危険性が低減されます。 | 低減 | 事業者 | 小さい | なし |

(3) 評価

① 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業では、「宅地造成等規制法」(昭和36年11月法律第191号)、「宅地防災マニュアル」(国土交通省ホームページ 令和3年4月閲覧)及び「土砂災害防止法」に適合した計画とし、「土砂災害特別警戒区域」の指定解除のため、法面の傾斜度30度未満、傾斜地の高さ5m未満とする計画であることから、斜面の安定性は確保されると予測します。

造成区域に係る土砂災害特別警戒区域については、工事実施前に区域を管理する関係官庁と十分協議し、許可を取得したうえで、土地の安定性が確保される適切な施工計画を採用し工事を実施することから、現状と比べて地盤の安定性は低減されると予測します。

適切な斜面・擁壁の角度の維持、土砂災害特別警戒区域への適切な対応といった環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り環境影響の低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており予測の不確実性が小さいと考えられます。また、本予測項目で採用した環境保全措置は、効果に係る知見が蓄積されており、効果の不確実性が小さいと考えられます。

したがって、本予測項目に対して、「環境影響評価法」(平成9年6月法律第81号)に基づく事後調査は実施しません。